

一般廃棄物処理業許可証

住 所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地) 京都市伏見区羽東師古川町 243番地	許可年月日 平成30年4月1日	許可番号 一廃第50号	1 許可条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。), 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (以下「条例」という。), その他関係法令を遵守すること。 (2) ①を収集運搬する車両を用いて京都市域外の廃棄物を収集運搬しないこと。 (3) ①を収集運搬する車両を用いて産業廃棄物を収集運搬しないこと。 (4) ①を本市クリーンセンターに搬入する場合の搬入時間帯及び搬入台数は別紙のとおりとする。 (5) ③は, 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第3項に規定されているものであり, 同法同条第4項に定める事業者から排出されたものに限る。 (6) その他市長の指示に従うこと。 2 搬入先 ① 本市クリーンセンター ②ア 木材開発株式会社 京都工場 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2 イ 京都中央農業協同組合 京都市左京区静市静原町1092-2 ウ 株式会社ヨードクリーン 京都市西京区榎原秤谷39番地の1, 41番地, 77番地, 榎原芋峠61番地 ③ア カンポリサイクルプラザ株式会社 京都府南丹市園部町高屋西谷1番地 イ 株式会社大栄工業 三谷工場 三重県伊賀市真泥字東山5024-2, 5024-3, 5024-4, 5024-5 ウ 株式会社エム・シー・エス 三重県伊賀市島ヶ原8801番地の8 3 手数料 処理手数料は, 条例に定める額を超えて徴収してはならない。ただし, ③をカンポリサイクルプラザ株式会社, 株式会社大栄工業 三谷工場又は株式会社エム・シー・エスに搬入する場合についてはこの限りではない。 4 許可の取消し又は業務の停止 法, 条例, 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可条件に違反する行為をしたときは, 許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。 業務の停止の間, 市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して, 市はその責を負わない。
氏 名 (法人にあっては, 名称及び代表者名) テックス・カンポ株式会社 代表取締役 後藤 宜志			
京都市 長之印 廃棄物指導課専用 京都市長 門川 大作			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。			
取扱廃棄物の種類 ① ごみ (特別管理一般廃棄物を除く。) ②木くず ③食品廃棄物			
作業区分 収 集 ・ 運 搬 (積替保管を含まない。)			
許可の有効年月日 平成32年 3月31日			
許可の変更の状況			